

第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料について

- 1 介護保険制度は、3年を一期とする介護保険事業計画を策定し、3年間の介護サービスなどの費用を見込んで、それに基づき第1号被保険者（65歳以上の人）の介護保険料を定めています。

（参考）介護保険の財源

第1号被保険者 (65歳～) 21%	第2号被保険者 (40歳～64歳) 29%	国 25%	
		広島県 12.5%	福山市 12.5%

← 保険料 → ← 公費 →

- 2 今回、2012年度（平成24年度）からの3年間の介護保険料を設定するに当たって、被保険者の負担能力に応じたきめ細やかな負担段階及び保険料率となるよう、次のとおり実施しました。

(1) 保険料段階区分の細分化

保険料段階区分を現行の9段階から13段階に細分化します。

◆市民税非課税世帯に属する非課税者のうち、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人について、新たな段階区分を設けます。（新第3段階）

◆市民税が課されている人の段階区分を現行の4段階から7段階に細分化し、それぞれの負担能力に応じた設定とします。（新第7～新第13段階）

(2) 保険料基準額に乗じる割合（乗率）の引き下げ（第1段階）

生活保護を受けている人、市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給中の人の保険料基準額に乗じる割合（乗率）を引き下げます。

3 介護保険料の低所得者減免について

これまで、第3段階の人のみが低所得者減免の対象者でしたが、2012年度からは、第2・3・4段階の人が対象となります。

※災害等による減免については、変更ありません。

保険料段階		対象となる人	保険料率	2012年度 (平成24年度)	【参考】 2011年度
従来区分	新区分				
第1段階	第1段階	・生活保護を受けている人 ・老齢福祉年金を受給中で世帯全員が市民税非課税の人	基準額×0.45	29,700円	25,600円
第2段階	第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額があわせて80万円以下の人	基準額×0.50	33,000円	25,600円
第3段階	第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額があわせて80万円超120万円以下の人	基準額×0.70	46,200円	38,300円
	第4段階	・世帯全員が市民税非課税で1・2・3段階以外の人	基準額×0.75	49,500円	
第4段階	第5段階	・本人が市民税非課税で世帯の誰かが課税されている人のうち、課税年金収入と合計所得金額があわせて80万円以下の人	基準額×0.83	54,800円	42,400円
第5段階	第6段階	・本人が市民税非課税で世帯の誰かが課税されている人のうち、課税年金収入と合計所得金額があわせて80万円超の人	基準額×1.00	66,000円	51,100円
第6段階	第7段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.12	74,000円	57,200円
第7段階	第8段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	基準額×1.25	82,600円	63,900円
	第9段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	99,100円	76,700円
	第10段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.55	102,400円	
第9段階	第11段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	115,600円	89,400円
	第12段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	122,200円	
	第13段階	・本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上	基準額×2.00	132,100円	

- ※ 網掛け部分は、新たに設定した負担段階です。
 ※ 介護保険料は、端数処理後の金額を記載しています。